

○特定個人情報保護委員会規則第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条第二項の証明書は、別記様式のとおりとする。

## 附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

別記様式

第 号	身 分 証 明 書	職名
		氏名
写 真	年 月 日生	
	年 月 日交付	
上記の者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。		
特定個人情報保護委員会 印		

(備考) この用紙の大きさは、縦 54 mm、横 85 mmとする。